

様式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和5年3月9日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

OUVC1号投資事業有限責任組合

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容
特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

（変更前）

OUVC1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して10年間とする。
ただし、総有限責任組合員出資口数合計の3分の2以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、1年延長可（最長5年の延長可）とする。

（変更後）

OUVC1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して15年間とする。

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

OUVC1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して15年間とする。

※2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称については変更なし